

国際協力事業団  
鉦工業部門国際協力専門家  
志望者のために

鉦工業計画調査部  
鉦工業開発協力部



国際協力事業団		
受入 月日	'84. 5. 22	000
為替	06686	66
		MP

1984年5月22日

昭和51年3月25日

鉦工業計画調査部

鉦工業開発協力部

国際協力事業団  
鉦工業部門国際協力専門家  
志望者のために

1. 国際協力事業団とは

わが国は、世界の平和と繁栄のためには、開発途上地域の発展と安定が欠くことのできない要件であるとの認識にもとづいて、開発途上国の経済・社会の発展と住民の福祉の向上に寄与する国際協力を積極的に推し進めることを国の基本政策のひとつとしています。

政府は、このような基本政策にもとづいて経済協力の量的拡大、質的改善、対象分野の多様化、対象地域の拡大、国際機関への協力の拡充等をはかるために努力をおこなってきましたが、近年政府ベースの協力と民間ベースの協力との連携と相互補完の増進および資金協力と技術協力との結びつきの強化の必要性が強調されております。

国際協力事業団は、このような背景のもとにわが国の国際協力の一層の拡充と強化をはかるために、昭和49年8月1日に政府機関として新設されました。

この事業団は、昭和37年に設立され、政府ベースの技術協力を実施してきた海外技術協力事業団(Overseas Technical Cooperation Agency, 略称OTCA)と、昭和38年に設立され、移住を通

JICA LIBRARY



1051750[6]

じて国際協力に貢献してきた海外移住事業団（Japan Emigration Service, 略称JEMIS）からの業務を引きつぎ，さらに新規の業務として，開発途上地域等の社会の開発，ならびに農林業および鉱工業の開発に必要な資金の供給および技術指導等もおこなうことになりました。

## 2. 国際協力専門家の職務

国際協力にはいろいろな形態がありますが，なかでも技術協力は人材を介して資金と資材とを有機的に結びつけて各種の生産を促進する協力形態で，開発途上国の経済・社会の発展にはなくてはならないものです。したがって，技術協力の成否はひとえに人材，すなわち国際協力に従事する専門家の質に大きく影響されています。

事業団が派遣する専門家の職務は，おおよそ次のように分類されています。

- (1) 各国の政府機関，試験研究所，病院，学校等に招かれて相手側技術者の一員として技術指導，調査研究活動に従事します。
- (2) わが国が協力して設置した海外技術訓練センター等において技術指導をおこないます。
- (3) 経済・社会の開発につながるプロジェクトの調査，計画および実施をおこないます。
- (4) アドバイザーとして開発政策，各種の計画の諸段階で企画立案に参画したり，行政管理，政策の策定などの相談にあずかります。
- (5) 民間企業が実施している開発事業に関連して調査および技術指導をおこないます。

### 3. 専門家の派遣実績

旧海外技術協力事業団の発足時の昭和37年から今日まで、鉱工業、農業、水産等さまざまな分野の専門家が技術協力のために開発途上国に派遣されました。下表には年度別地域別の派遣実績（青年協力隊をのぞく）を示しました。

昭和49年度では長期、短期あわせて1,502人の専門家が派遣されましたが、これまでの専門家の派遣地域は、インドネシア、韓国、タイ、フィリピンなどを中心にアジア地域が最も多く、全体の63%、このほかイラン、タンザニア、エチオピアなどの中東・アフリカ地域が23%、ブラジル、ペルー、チリ、など中南米地域が12%で当事業団の専門家は文字どおり世界各地で活躍し、各国のわが国に対する期待と信頼にこたえています。

事業団の専門家派遣実績表

年度 地域	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	合計
ア ジ ア	232	199	238	205	296	514	566	625	620	707	887	950	951	6,990
中近東・アフリカ	46	53	55	64	50	100	123	152	177	168	209	254	344	1,795
中 南 米	27	43	46	36	55	62	65	45	44	89	151	147	180	990
そ の 他	0	3	0	0	0	0	2	0	0	19	4	16	27	71
合 計	305	298	339	305	401	676	756	822	841	983	1251	1367	1502	9,846

#### 4. 専門家の待遇

当事業団では、専門家に安心して活躍していただくため待遇の改善に鋭意努力しております。

派遣期間1年以上の専門家を例にとりますと、給与、手当等は次のとおりです。

##### (i) 在勤基本手当

本人の経験，年齢に応じて等級がきめられ，これにもとづいて支給されますが，月額はタンザニア基準で203,000～344,000円〔昭和51年4月1日現在〕です。

##### (ii) 家族手当

配偶者：在勤基本手当の $\frac{25}{100}$

子供： "  $\frac{10}{100}$

##### (iii) 住居手当

現地政府が住宅を支給しない場合，本人の等級にしたがって支給。

(タンザニア基準で，

72,000～152,000円)

##### (iv) 所属先給与補てん

専門家の所属先が民間企業であり，一時勤務を中断して事業団の専門家として海外に派遣される場合には，その専門家が所属先において従来受けていた給与に見合う額を事業団から所属先に支給することになっています。

##### (v) その他

子女手当，語学手当，特別技術報酬，へき地手当等のほか，赴任にあたって

航空賃，日当，宿泊料，支度料，移転料などが支給されます。

## 5. 国際協力専門家の登録

人材の不足が開発途上国の経済・社会発展の大きな阻害要因となっていることが広く認識されています。わが国に対し，開発途上国から資金や資材による協力だけでなく，専門家による協力をもっと増大して欲しいという強い要請が毎日たくさん来ています。しかしながら，わが国の専門家はこれまで海外との交流の機会が少なかったこともあって，国内的には優秀な人材が多数いるにもかかわらず，国際的な技術協力に携わるのにふさわしい人材が少なく，開発途上国からの要請に充分こたえることができなかつたのが実情です。

国際協力に携わる人材の養成については，事業団としても昭和49年度から積極的にとりくみ，将来海外に派遣される専門家として活躍が期待される人材に対して国内および海外研修を実施するなど努力をつづけていますが，人材の養成は質と量の両面で一朝一夕にはできるものではありません。

事業団では今後，ますます増大するものと思われる開発途上国のわが国に対する鉱工業分野の技術協力の要請に積極的にこたえるため，国際的な技術協力に参加するのにふさわしい優秀で有能な専門家を国内から広く求めることになりました。

国際協力専門家の登録の要領は次のとおりです。

- (1) 登録カードの記入
  - 所定の登録カードを使用し，記載要領にしたがって記入して下さい。
- (2) 登録カードの提出
  - 所属機関を通じて提出して下さい。
- (3) 登録資格
  - 専門分野において指導できる技術的知識をもっていること。
  - 英語等の語学能力をもっていること。
  - 人格が円満で適応能力が高いこと。
  - 原則として，大学卒業程度の学歴を有し，年齢は30才以上60才未満。
- (4) 登録カードの取扱い
  - 将来各国からの要請があった場合，登録者を中心に人選をおこない，関係省庁および所属先と協議のうえ決定します。
  - 専門家の派遣は，相手国におけるニーズ，相手国の要請内容，わが国の協力方針などによっても左右されますので，登録済みの方でも，将来かならず派遣の可能性あるとは限りませんので，ご了承ください。



- (5) 登録カードの有効期間
- 登録してから時間が経過しますと、記載内容に変更が生じますので、一応登録の日から2年間とします。
  - 再登録にあたっては、こちらから所定のカードを送付します。
- (6) 登録者のメリット
- 国際協力事業団が実施する協力案件に優先的に参加できます。
  - 中期研修，長期研修等の研修の機会が与えられます。

